

春日井市東部ほっとステーション設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市東部ほっとステーション（以下「ステーション」という。）の設置及び管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 高蔵寺ニュータウンの生活課題の解決を図り、住民共助のまちづくり活動を促進するため、生活支援を行う市民活動団体の活動拠点として、ステーションを春日井市中央台1丁目2番地2他サンマルシェ南館に設置する。

(事業内容)

第3条 ステーションでは、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 市民活動団体による生活課題の解決のための事業
- (2) 高蔵寺ニュータウンに関する情報提供
- (3) その他市長が適当と認める事業

(管理運営)

第4条 市長は、ステーションを適切に管理することができると認められる団体にステーションの管理運営を委託することができる。

(協定)

第5条 市長は、前条の団体にステーションの管理運営を委託するときは、管理運営に係る協定を締結するものとする。

(開館時間)

第6条 ステーションの開館時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することがある。

(休館日)

第7条 ステーションの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (2) サンマルシェ南館の休館日
- (3) その他市長が特に必要があると認める日

(活動団体)

第8条 ステーションで活動することができる団体（以下「活動団体」という。）は、次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 営利を目的とせず、公益性を有する活動を行い、かつ、10人以上で構成されている団体
- (2) 代表者が明確で、団体としての意思決定システムが確立している。
- (3) 団体の目的や活動に関する事項等が記載された規則や規約、会則等が策定されている。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とした団体でない。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とした団体でない。
- (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でない。
- (7) 暴力団でないこと、又は暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する団体でない。
- (8) 公共の利益を害する行為をするおそれのある団体でない。

（活動団体の手続き）

第9条 ステーションでの活動を希望する団体は、次の各号に掲げる書類を添えて、春日井市東部ほっとステーション活動団体登録申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- (1) 事業内容に関する資料
- (2) 組織に関する資料
- (3) 活動状況に関する資料
- (4) その他市長が必要と認める資料

2 市長は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認める場合は、当該団体に対し、春日井市東部ほっとステーション活動団体登録決定（却下）通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（活動団体の取消）

第10条 市長は、前条第2項の決定を行った団体が、次のいずれかに該当するときは、同項の決定を取り消すものとする。

- (1) 第8条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。

(利用の制限等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ステーションの利用を制限し、又は中止し、若しくはステーションを閉鎖することがある。

- (1) ステーションの利用者が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

(遵守事項)

第12条 ステーションの利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙又は火気を使用しないこと。
- (2) ステーション内を不潔にしないこと。
- (3) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (4) その他ステーションの管理上不適当と認められるような行為をしないこと。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失によりステーションの設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に市長により活動団体と認められた団体は、第9条の規定により登録決定をなされたものとみなす。

第1号様式（第9条関係）

春日井市東部ほっとステーション活動団体登録申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

（申請者）

住 所

団体名

氏 名

次の事業の実施に当たり、春日井市東部ほっとステーションにおいて活動したいので、春日井市東部ほっとステーション設置要綱第9条の規定により申請します。

事 業 名	
事業の目的	

第2号様式（第9条関係）

春日井市東部ほっとステーション活動団体登録決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

平成 年 月 日付けの申請について、次のとおり決定しましたので
通知します。

決定事項	1 登録 2 却下
却下理由	